

Title	〔商法三八〕一部の取締役らの不法な会社財産処分行為とそれをめぐる責任 (昭和三六年八月三〇日広島地裁判決)
Sub Title	
Author	大賀, 祥充(Ōga, Yoshimitsu)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1964
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.37, No.4 (1964. 4) ,p.90- 97
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19640415-0090

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 三八〕 一部の取締役らの不法な会社財産処分行為とそれをめぐる責任

昭和三六年八月三〇日広島地裁判決
昭和三二年(ワ)三三八号損害賠償請求事件
下級民集二卷八号二一六頁以下

【判示事項】 一部の取締役らの不法な会社財産処分行為と他の役員
の責任の有無

【参照条文】 商法二六六条ノ三、二八〇条、二七八条、二五四条
三項、二五四条ノ二、民法七一九条

【事実】 原告Xは、靴下製造販売業を営む商人であるが、昭和三
一年一月三〇日までの取引に基づき現在残金二六三万九七七〇円
の靴下売買代金債権を訴外A会社に対して有している。

右A会社は織織製品卸売業を営むことを目的として昭和三一年六
月九日設立された株式会社で、被告Y₁が代表取締役、被告Y₂が専
務取締役に、被告Y₃、同Y₄が取締役に、被告Y₅が監査役に各在任し
ている。

A会社は昭和三二年一月三〇日までは平常通り営業していた
が、同日夕刻から翌三十一日夜明けまでの間に、A会社取締役たるY₁

及びY₃が、A会社債権者たるY₅と共同してA会社所有の在庫商品、
車輛、備品等の殆んど全部をいずれへか搬出・処分し、受取手形は
換金し、売掛金は集金し、手持現金とともに着服領得したため、同
会社は全く無資力となつてしまつた。

そこでXは、A会社の昭和三一年一月三〇日現在における資産
状況からみて、もし被告らの前記不当なる会社財産処分行為がなけ
ればA会社は優にXの前記債権金額を支払う資力を有していたか
ら、被告らの右行為によりXの蒙つた損害は、回収することの出来
なくなつたXの右債権金額と同額になるとして、その賠償を求めて
本訴提起に及んだ。

Xの請求の原因は要旨次の通り。即ち、(1)右損害はY₅を除くその
余の被告らがA会社の取締役又は監査役としてその職務を行うにつ
き悪意又は重大なる過失があつたことによりXに加えた損害である

から、商法二六六条の三、二八〇条、二七八条により右被告らは連帯してその損害を賠償する義務がある。(四) 仮りに、 Y_1 、 Y_4 、 Y_5 が Y_2 、 Y_3 らの前記行為に共謀していなかつたとしても、 Y_1 は代表取締役として会社の業務執行を統轄し他の取締役の業務執行については監督を怠らず、職務に違背する不当な業務執行については未然にこれを防止する義務があり、 Y_4 、 Y_5 も取締役又は監査役として他の取締役の業務執行に注意し職務違背の行為を未然に防止すべき義務があるにかかわらず右義務を怠つたため X に対し前記損害を生ぜしめたものであるから重大な過失があるといふべく、いづれにしても損害賠償の責を免れない。(五) また、 Y_6 は、なるほどA会社に対し金五八万余円の売掛代金債権を有してはいたが、昭和三十一年二月三日当時においてはいまだその弁済期が到来していなかつたところ、前記のようにA会社の役員たる他の被告らと共謀して右債権取立に名をかりて会社財産全部を処分し会社運営を不可能ならしめ、もつて会社債権者たる X に対し債権額に相当する損害を加えたものであり、右は故意に基くものにあらずとも少くとも過失の責は免れないから、これを賠償する義務がある。

これに対して被告らは、前記不当なる会社財産処分行為を否認し、仮りに被告らにおいてA会社の財産により支払を受けた事実ありとするも、 Y_2 、 Y_3 、 Y_4 、 Y_5 らは、自己の取扱つている商品売りを捌き便宜上共同して設立したA会社に対し、自己の所有にかかる商品売りを渡した代金債権を有していたから、右はその弁済として受領したものであり正当行為であると主張し、また Y_1 は名義上のみの

代表取締役であつてA会社の業務に全く関係していないから本件につき何らの責任がない旨主張した。

【判旨】 (一) 判旨は、 X のA会社に対する靴下売買代金債権の現在残高を X の主張通り認定した上で、 Y_1 、 Y_2 、 Y_3 に対する X の各請求を認容し、 Y_4 、 Y_5 、 Y_6 に対する各請求を棄却した。

(二) 判旨は、まず、前記A会社の財産の分散については Y_2 、 Y_3 、 Y_6 のみによつてその行為が行われた事実を認定し、 Y_1 、 Y_4 、 Y_5 らも共謀していたとする X の主張を否認した。そして

(三) $\wedge Y_2$ 、 Y_3 の責任について $\vee Y_2$ 、 Y_3 、 Y_6 の右の不法な会社財産処分着服行為により『A会社は全く無資力となり事実上解散の現況にある』が、昭和三十一年二月三日現在におけるA会社の資産状況からみればA会社は『優に X の債権全額を支払う資力を有していたものといふことができる』のであつて、『右A会社の潰滅により X がその有する売掛金債権を回収することができなくなつたことは言をまたないから、これによつて X は右債権額に相当する損害を蒙つたものであり、しかも右損害は Y_2 、 Y_3 の不法な会社財産処分に基因し、かつ、同被告らに悪意あることは明白である。』そして、同被告らはA会社に対し債権を有していることが認められるけれども、右の『被告らがA会社の財産処分により金員を取得した行為は、A会社から適法に弁済を受けたものとはいいがたいからこれをもつて正当な行為とはなし得ない。』それ故、 Y_2 、 Y_3 の両名は商法二六六条の三により連帯して X に対し右損害を賠償する義務がある。

(四) $\wedge Y_1$ の責任について $\vee Y_1$ はA会社の代表取締役として会社

を代表しその業務全般を統轄執行する権限を有するものであり、もとより会社財産についても善良なる管理者の注意をもつてこれを保管・維持する義務を負うべきところ、 Y_1 は会社の業務の執行をほとんど Y_2 にまかせきりとし自ら職務を遂行することを怠り、遂にその保管の責ある会社資産の一切を Y_2 らによつて搬出横領せらるるにいたつたものである。しかれば、 Y_1 は右横領行為に共謀しなかつたとしても、代表取締役として職務を行うにつき重大なる過失ありたるものというべきであるから商法二六六条の三により Y_2 、 Y_3 と連帯して前記Xの損害を賠償する義務がある。『 Y_1 は、これに対し、同被告はたんに名義上の取締役にすぎなかつたから何らの責任を負わな」と主張するが、右は法律上その責任を免れる理由となし得ない」というまでもない。』

(四) $\wedge Y_4$ 、 Y_5 の責任についてV『現行商法上代表取締役でない取締役は取締役会の決議を通じてのみ会社の業務執行に関与し、他の取締役又は会社使用人を監督し得るにすぎないのであるから取締役会に提出されない案件についてはその権限を及ぼすことが不可能であり、従つて又かかる事項につき取締役の責任を問ひ得ないものと解すべきである。』これに対して、前記不法な会社財産処分行為を行つた Y_2 、 Y_3 らの取締役については、『会社と委任関係に立ち忠実義務を負う者として会社資産を不法に領得するときは職務上の義務違反であるから右被告らの行為はなお商法二六六条の三にいう「職務ヲ行フニ付」なされたというを妨げない。』

また、『監査役は、現行商法上取締役の業務執行に対する監督の

権限を有せず、会計監査の権限を有するにすぎないのであるから、監査役が取締役の業務を監督する権限を有することを前提とするXの Y_5 に対する請求は理由がないこと明らかである。』

(六) $\wedge Y_6$ の責任についてV『 Y_6 のなしたA会社の財産の搬出処分がA会社に対する関係で Y_2 、 Y_3 らとの共同不法行為となることはいうまでもない』が、『元来 Y_6 らの不法行為の直接の被害者はA会社のみであつて、A会社の財産の減少により会社債権者たるXに損害を生ずることがあるとするも右は間接的・事実的效果たるに止り、法律に特別の規定なき限り、会社債権者たるXがA会社に対する不法行為者たる Y_6 に対し直接損害賠償請求権を取得し得べき理由がない。』 Y_6 が会社取締役たる Y_2 らと右不法行為を共同にしたことによつても右結論に何ら加えるところはなない。』

【評釈】判旨にはいくつかの点で疑問をもつ。

(一) まず、判旨は被告らの不法な会社財産処分・着服行為により『A会社は全く無資力となり事実上解散の現況におかれ、』かかる『A会社の潰滅によりXがその有する売掛金債権を回収することができなくなつたことは言をまたない』というが、かかる場合Xの債権の回収が不可能であるかは疑問である。何故なら、 Y_2 らの会社財産処分行為がもし無権限でなされたとすれば(判旨は「不法な会社財産処分」といひ、またそれが「取締役会の議を経たとする何らの証拠もない」といふ)、その処分行為が法律行為である場合には、本人従つて本件においてはA会社の追認が得られない限り、効力をもたない

から(民法一)、会社は所有物取戻の物権的請求権行使や不当利得の返還請求(民法一)をなしうるし、Xはそれについて債権者代位権を行使しうるであろう(民法四)。また、搬出財産なしその処分代金の着服なしし横領の場合についても右と同様のことが認められるであろう。また仮りに、Y₂らの右の処分行為につき表見代表(ないし表見代理)(商法二六二条、民法一〇九条、一〇〇条参照)関係の認めうる場合には、Xに詐害行為取消権(民法四)を認めることも考えうるからである。

そして、このようにXの債権回収が必らずしも不可能ではないとすれば、Y₂らの前記行為によりXがはたして、そしていかなる損害を蒙つたことになるかは、おのずから違つて判断されることになりはしないであろうか。ただ、この点は事実認定に属する部分なので、一応の疑問を提示するにとどめねばならない。

(二) Y₂、Y₃の責任に関する判旨のその余の部分には賛成できるが、ただ欲を云えば、Y₂、Y₃の会社財産搬出処分行為の不法性についてその根拠をもつとはつきりさせてはしかつたように思われる。殊に、判旨によれば、Y₂、Y₃については商法二六六条の三の責任が肯定されているから、そうとすればその決断の前提としてまず問題となるのは、Y₂、Y₃らの前記会社財産搬出処分行為がそもそも同条にいう「取締役が其ノ職務ヲ行フニ付」悪意又は重過失を以てなされたものであるか否か、云いかえれば、会社の代表権も業務執行権ももたない取締役が会社財産を搬出・処分する行為がはたして自らの「取締役たる職務を行う」こととどのように関連するかであろう。

もつとも、判旨によれば、代表取締役たるY₁が会社の業務の執行

をほとんどY₂にまかせきりにしていた事実が認められているから、そのことから臆測すれば、このようにY₂が事実上会社の業務を執行していたことから、Y₂らの業務執行の権限が推定され、従つて前記会社財産搬出処分行為は業務執行の権限をもつ取締役の「職務ヲ行フニ付」悪意でなされたものと認められたもののように考えられなくもないが、その点は必らずしも判然としない。

もつとも、判旨は「代表取締役でない取締役の権限は、後記のように取締役会の意思決定に参加するにあり、会社の業務を直接に執行するにあるのではないが、会社と委任関係に立ち忠実義務を負う者として会社資産を不法に領得するときは職務上の義務違反であるから右被告らの行為はなお商法第二六六条の三にいう「職務ヲ行フニ付」なされたというを妨げない」といつているから、無論、会社財産の搬出処分行為とその不法領得行為とは後にも述べるように厳密には同じものではないけれども、前者についても右と全く同様のことを判旨が認めるであろうことは想像に難くない。そうすれば、会社の代表権も業務執行権ももたない取締役といえども、会社に対する関係で忠実義務を負うから、会社財産を不法に搬出・処分するときは職務上の義務違反となるのであり、従つて本件において夕刻から翌朝夜明けまでの間にいわば夜陰に乗じて行われた会社財産の搬出・処分行為もY₂らの取締役たる「職務ヲ行フニ付」なされたものとなるのであろうが、判旨はこの点についてももつと直截的に説明を加えるべきであつたように考えられる。

また、判旨は、A会社の債権者でもあるY₂、Y₃の・会社財産処分

による金員取得行為は「A会社から適法に弁済を受けたものとはいえないからこれをもつて正当な行為とはなし得ない」と云つていゝるが、何故に「適法に弁済を受けたものとはいえないがたい」かの理由は必ずしも明らかでない。

もつとも、仮りに Y_2 、 Y_3 らの前記行為が、彼らのA会社に対する債権額の範囲内で正当化されうるとしても、その余の部分についてその正当性が否定される限りでは依然として先の結論に差異はないかもしれない。しかし、判旨認定の事実によれば、 Y_2 らが換価した金員を以て一部債権者に「僅少の金額」にしろ支払つたことが認められている。とすれば、現実には換価された金額と一部債権者に支払われた金額、従つてまた Y_2 、 Y_3 らの「領得」したとされる金額の如何が問題であり、かつ、その際、換価が不公正な場合にはその処分行為自体の不当性が無論問題であるけれども、少くとも観念的には、 Y_2 らの金員取得行為自体は「適法に弁済を受けたもの」とみうる余地は絶無ではないように思われる。何故なら、判旨は「 Y_2 らの会社財産処分が取締役会の議を経たとする何らの証拠もない」というが、取締役・会社間の取引といえども、債務履行行為については取締役会の承認(商法二六、五條參照)を必要としないと解される(通説・判例)からである。

判旨は随所で「横領」・「着服」・「不法に領得」等々と云つて Y_2 らの前記行為を「正当な行為とはなし得ない」というが、その根拠は明らかになされていない。のみならず、厳密に云えば、 Y_2 らの金員取得行為が正当であるか否かの問題は、同人らの財産処分行為の不法

性の判断と決して同一の問題ではない。本件においてまさに問題なのは、Xの蒙つた損害の原因であり、従つてそれは Y_2 らの会社財産搬出処分行為の不法性そのものに他ならないのであるから、判旨はその点についてもつと直接的に理由を明らかにすべきではなかつたかと思われる。また、もしその搬出処分行為の不法性が Y_2 らの金員取得行為の不当性と関連するのであれば、当然その不当性の根拠にまで言及すべきではなかつたかと思われる。

(三) 次に、 Y_1 の責任に関連して判旨は、同人が『訴外会社の代表取締役として会社を代表しその業務全般を統轄執行する権限を有するものである』と云う。この場合、もし同会社の定款で以て代表取締役の権限の範囲が右に判旨の云う如く規定されているのであれば、無論そこに異議をはさむ余地はない。何故なら、現行商法上一般的に会社の業務執行を担当する機関としては法定の機関たる取締役会が予定されているけれども(商法二、六〇條)、(取締役会の権限に専属する事項を除けば、その他の)業務執行を担当する任意機関を定款を以て設置しうることには一般に承認されているところであり(この点は大正「取締役が営業部長を兼ねている場合と商法第二六、六條の責任の有無」財政経済弘報一〇一九号五頁參照)、従つて、本来会社の代表権限のみをもつべき代表取締役といえども、定款の規定に基づく限り、同時に業務執行の任意機関を兼ね、従つて、法定の代表権限と並んで定款に基づく任意的な業務執行の機関権限を併せもつことも認めうるからである。

しかしながら、判旨は他の個所で『代表取締役でない取締役の権限は、取締役会の意思決定に参加するにあり、会社の業務を

直接に執行するにあるのではない^(傍点^は)と云い、また別の個所で「現行商法上代表取締役でない取締役は取締役会の決議を通じてのみ会社の業務執行に関与し 得るにすぎない^(傍点^は)」と云つていから、これらから推測すれば、判旨の立場は、現行商法上代表取締役でさえあれば当然に(即ち定款の規定その他特にそのために必要な行為を要することなく)会社の業務全般を統轄執行する権限をもつものであると解釈しているものように考えられるが、もしそうであるとすると、判旨の右の解釈の当否は問題である。

判旨のこの立場は、本来業務執行権をもたない取締役も「取締役会の決議により代表取締役を選任せられる」ことによつて当然に業務執行権をもつに至るとみる(同旨東京地判昭和三年一月二八日下民一九九頁、松田・鈴木(条解) 限りにおいて、会社代表の觀念と業務執行のそれとの関連における通説的見解、即ち、代表権限の認められる以上はその代表権限の裏付けとなる範囲で当然に業務執行の権限も予定されているとみる通説の立場(逐条改正株式会社法解説 二六五頁以下等)と共通するよう思われるが、これらの見解には賛成し難い(この点については別の機会に私見を述べたことがあるので、根拠を照し、^{すは}それを引用せよといたく、大賀・前掲五頁以下参照)。

仮りに右の推論が正しいとすれば、その際改めて問題なのは、Y₁の代表取締役なるが故の責任の有無、より正確に云いかえれば、代表権限をもつ以外の点では、従つて業務執行権をもたない点では、他の「代表取締役でない取締役」と何ら異なるないY₁については、Y₁特有の責任が一体ありうるかである。判旨はY₁が「もとより会社財産についても善良なる管理者の注意をもつてこれを保管・維持する

義務を負うべき」ものとしているが、右の義務は代表権限に附随する義務とは考えられないから、かかる義務の存否従つてそれに基く責任の有無については、代表取締役たるY₁についても「代表取締役でない取締役」たるY₂についても、全く一律に論ぜられねばならぬものと思われる。

而して判旨はY₂の責任に關連して「現行商法上代表取締役でない取締役は取締役会の決議を通じてのみ会社の業務執行に關与し、他の取締役又は会社使用人を監督し得るにすぎないのであるから取締役会に提出されない案件についてはその権限を及ぼすことが不可能であり、従つて又かかる事項につき取締役の責任を問ひ得ないものと解すべきである」という(同旨東京地判昭和三年五月一三日下民八卷五号九一頁、三三四二頁、大阪谷「取締役の責任」株式会社法講座三卷一二二頁)。

今さら云うまでもなく、昭和二五年の商法改正により、従来単独の会社機関であつた各取締役は、新たに法定された取締役会なる合議機関の単なる構成員にすぎないものとされ、しかもこの取締役会なる合議機関が一般的に会社の業務執行を担当する機関として予定されているから(商法二、各取締役としては「取締役会の決議を通じてのみ会社の業務執行に關与し、他の取締役又は会社使用人を監督し得るにすぎない」ことは一応認めねばならないが、それだからと云つて「取締役会に提出されない」事項につき各「取締役の責任を問ひ得ないもの」と速断してはならないと思われる(同旨菅原「取締役に関する場合と商法三六六条の責任の有無」が営業部長を兼ねるジュリスト二八九号一七頁商事判例研究)。何故なら、各取締役あるいは会社使用人等の指揮監督は、改正法が監督役の権限を縮少した(商法二

参)ことと相関して、業務執行の権限をもつ取締役会の責任とされるに至つたことは確かであるが(野津「取締役会制度管見」新報五七巻三三三三三頁以下、岡田「改正株式会社法における取締役の地位」横浜大学論、二巻四号三〇頁以下)、この取締役会たるや常時活動状態にある機関ではないから、その任務懈怠は必然的に取締役会招集権者の任務懈怠になつてくる(商法二五四条ノ二、二五四)。してみれば、原則として(三五九条)各取締役が任務懈怠の責任を負うべきことになるし、また仮りに「招集ヲ為スベキ取締役」を(同条)定めた場合であつても、招集権者に招集を促す任務は他の取締役にある筈であるから(商法二五四)従つていづれにしても取締役会の任務懈怠は結局のところ各取締役の任務懈怠に還元されてくるものと考えられる(大賀、前)。もしそうとすると「直接会社の業務に関与しない取締役といえども会社の利益を図りその損害を予防することにつき善良な管理者の注意義務を負うものである」とした旧法下の判例の趣旨(大正大正四年二月一〇日昭和八年七月一五日民集一三巻一九三三頁(判批田中誠)法協五三・五八六)官裁控判昭和六年六月日事件番号不詳民集一三巻一九五二頁、東京地判昭和四年八月六日新聞三〇五〇頁等)は、制度の変つた現行法の下においても、会社の利益を図りその損害を予防するために取締役会の活動を促すべき善管注意義務という形で同様に妥当し、従つて本件におけるY₁及びY₂については代表権限の有無に関係なく一律に、その任務懈怠の責任を問題としてとりあげるべきであつたように思われる。

しかるにここにおいて一つ疑問となりうる点は、夜陰に乗じて行われたY₂らの会社財産搬出処分行為を未然に防止できなかったことが、はたしてY₁ならびにY₂の「取締役として職務を行うにつき重大なる過失ありたるものというべきである」かどうか、逆に云えば、たとえ各取締役に他の取締役の業務執行を監督し不当な行為の行われることを未然に防止する義務があるとしても、本件におけるY₂らの前記不当行為は夜中に突然隠秘のうちに行われているのであり、通常かかる行為に対しては善良なる管理者の注意義務を以てしてもそれを防止することは困難ないし不可能であろうから、それについてはたしてY₁らに過失を、しかも「重過失」を認めうるか否かである。

仮りにY₂らに対する平素の監督不行届がY₁らの任務懈怠になるというのであれば、その際「重過失」を認めうるのは「平素普通に監督していれば容易に損害を防止し得たであろう場合」に限られるであろうから、本件においてもこの点にまで及ぶ認定が問題となるであろう。

いづれにしても、これらの点で判旨には疑問なしとしない。

四 次にY₂に関する判旨には賛成できる。商法は監査役についてもいわゆる善管注意義務を要求しているが(四三〇条三項)、その内容は(参照)権限の内容及び範囲(参照)によつて決つてくるものと考えられるから、取締役の場合と同一に論じえないのは当然であろう。

(四) 次にY₂の責任に関して判旨は「Y₂らの不法行為の直接の被害者は訴外会社のみであつて、訴外会社の財産の減少により会社債権者たるXに損害を生ずることがあるとするも右は間接的・事実的効果たるに止まる」とする。

云うまでもなく、不法行為とそれに因る損害との関係は一般に(つまり条件説をとる一部的見解を別にして)相当の因果関係があ

れば足りると解されているから（通説・判例、例えば我妻「事務管理」不当利
正一五年五月二三日）、判旨のいわゆる「直接の損害」がもし相当因果関
係を意味しているのであれば（加藤「不法行為」法律学全集一五七頁註五、同
頁参）、その限りで右の判旨に異議はないが、周知の通り、商法二六
六条の三の解釈をめぐつて「直接損害」「間接損害」が論ぜられてお
り、しかもこの点に関しては学説に争のあるところだけに（佐藤「取締
商法演習Ⅲ六」判旨の表現が必ずしも明解でないのは遺憾である。
五頁以下参照）

また、判旨は、 Y_1 のなした訴外会社の財産の搬出処分が訴外会社
に対する関係で Y_2 、 Y_3 らとの共同不法行為となることはいうまでもな
い」という。これは Y_2 、 Y_3 らの右行為が会社に対する不法行為になる

ことを意味するものと思われるが、もしそうとすれば、 Y_2 、 Y_3 の責任
を先に商法二六六条の三に基くものと判定したことと如何に関連さ
せて理解すればよいのであろうか、云いかえれば、これは判旨が商
法二六六条の三の責任を特殊の不法行為責任とみていることになる
のか（例えば田中誠「最新会社」、それともこれを特別の法定責任とみ従つて
前者と共に後者も並存しうるとみていることになるのか（例えば大坂
一三頁）は明らかでない。
要するに、判旨がいくつかの点で必ずしも判然としていないの
は、誠に遺憾である。

——一九六四・二——（大賀 祥充）

〔労働法 三〕 非組合員である試用中の労働者の組合加入を理由とする

交渉拒否、組合員名簿の不提出を理由とする交渉拒否と不

当労働行為の成否

金星自動車不当労働行為救済命令取消請求事件
札幌地裁昭三六（行）第一〇号
昭三八・三・八判決
労働経済判例速報四八〇号

【事実】原告会社は札幌市南六条西六丁目本社をおき、昭和三
六年九月当時資本金一、五〇〇万円、営業車約一一〇輛、従業員約
二五〇名をもつハイヤー、タクシーを業とし、訴外組合は、原告会
社の従業員をもつて昭和三二年一月結成された労働組合である。
訴外組合が結成されるにさいし、原告会社は従来採用してきた
雇、準社員、社員の区分制度を廃止し、従業員全員を社員にしたう